

デジタル庁における透明性・公平性確保 に関するご協力のお願い

2021年9月1日

デジタル庁

今回の制度の趣旨

- デジタル庁に期待される行政のデジタル化等の実現のためには、行政官の能力向上はもとより、民間企業から登用する人材の知見を積極的に活用することが必要不可欠です。そのため、既に兼業等の形式で、多くの方に入庁いただいております、また今後入庁される方も増えてきます。
- 民間企業からの人材の登用を積極的に進めていく以上、システム調達等に当たり、兼業先企業等に便宜供与を行うなどの利益相反行為が発生しないよう、より一層の公平性や透明性を確保していくことが必要となります。
- 8/20に公表された「統合型入国者情報等管理システムの調達に係る調査チーム」の報告書においても、オリパラアプリの調達に関して、内閣官房IT総合戦略室の室員により、法的には問題がないとされているものの、不適切な対応があったとされております。
- こうした中で、入札制限のルールを設け、これを公表すること、あるいは国家公務員としてのコンプライアンスを遵守していることが、働く皆さんにとっても、疑いの目が向けられることが少なくなることに繋がると考えています。本制度を設け、しっかり守っていくことが、働きやすい環境に繋がると考えています。

調達の実行性・公平性確保のために遵守すべき事項

- デジタル庁が行う調達の透明性・公平性を確保するため、調達を担当する職員による、特定企業のみが当該調達において不当に有利になるような行為は禁止されています。

《例》



~~業務を通じて得た未公開の情報を特定企業にのみに(もしくは先んじて)横流しする行為~~



~~調達をおこなう仕様書に、特定企業が入札に有利になるような記載を意図的に記載する行為~~



~~落札者の決定において、特定企業が不当に有利になるような圧力をかけたり、評価・審査を行う行為~~

＜望ましい調達の実現＞

透明性・公平性確保が、多くの事業者の入札にも繋が
り、効果的かつ効率的に優れたシステムやサービスの
実現に繋がる

デジタル庁の職員の皆様へ①

- デジタル庁の職員として業務を行うに当たり、事前に誓約書へのサインと情報提供を行っていただきます。雇用期間中は誓約に基づき、以下の点について、協力をお願いします。

事前にお願ひすること

①国家公務員法の遵守や兼業先情報の開示等に関する誓約書へのサインが必要です

兼業先企業など、特定の会社・個人に有利になるような情報提供や作為(不作為)は国家公務員法等で禁じられます。また、デジタル庁においては、入札制限ルール^①の運用のため、兼業先情報等の開示をお願いしております。

こうしたコンプライアンスに関する行動指針及び入札制限に関するルール等の遵守のため、誓約書へのサインをお願いします。

②ご自身に関する情報の登録をお願いします

職員の皆様が兼業される企業、一定以上保有されている株式、登録されている特許等の情報につきまして、情報の登録をお願いします。また、それらの情報に変更がございましたら、入庁後であってもすみやかにご申告をお願いします。

デジタル庁在籍期間中にお願ひすること

①入札制限運用へのご協力が必要です

ご自身が関わった調達案件につきましては、原則、兼業先企業(親子企業含む)の入札が制限されます。このため、調達の責任者は、調達案件の開始時に、調達審査部門に対し、案件名、担当者、仕様書の作成を開始する日の登録が必要となります。

仕様書の作成・編集は、原則としてアクセス制限がかかったフォルダ内で行っていただくようお願いいたします。

また、入札制限対象企業より後述の適用除外措置の申請があった場合は、職員と企業との接触履歴の提出等が必要となりますので、ご協力をお願いします。

②随時の報告をお願いします

調達案件の契約後であっても、ご自身の兼業先や特許、著作権等が、落札した企業からの提案(再委託先含む)に含まれている事実が判明した場合は、すみやかにご報告をお願いします。

故意に調達の公平性を歪めているような案件を除き、直ちに当該落札が取り消されることはありませんが、コンプライアンス上の観点から、調査を行う可能性があります。

デジタル庁の職員の皆様へ②

デジタル庁在籍期間中にお願いすること

③ 国家公務員倫理法等の規定や内規に基づき、以下の報告等をお願いします。

・ 贈与等の報告

本省課長補佐級以上(行(一)5級以上等が該当)の常勤職員及び非常勤職員(ただし、一般事務補助業務、秘書業務及び公用車の運転業務の期間業務職員を除く。)は、**事業者等から5,000円を超える贈与、飲食の提供、講演等の報酬等を受けたときは、四半期ごとに贈与等届出書を提出しなければなりません。**

・ 株取引等の報告

本省審議官級以上の常勤職員及びこれに相当するとしてデジタル監が指名する非常勤職員は、**前年において行った株取引等についての報告書を、毎年3月に提出しなければなりません。**

・ 所得等の報告

本省審議官級以上の常勤職員及びこれに相当するとしてデジタル監が指名する非常勤職員は、**所得等報告書を、毎年3月に提出しなければなりません。**

・ 利害関係者と共に飲食をする場合の届出

すべての職員は、**利害関係者と共に飲食する場合は、**多数の者が出席するパーティーであるときを除き、原則として**事前に届出**をしなければなりません。利害関係者の範囲は、基本的に、**当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者**であり、当該職員がその業務に携わる行政権限の相手方及び契約の相手方がこれに当たります。

デジタル庁との兼業を行う従業員の所属する企業の皆様へ

- デジタル庁との兼業をされる職員の方が関与した調達案件につきましては、原則として入札を行う事ができません。

入札制限の原則とルール

①兼業者が対象業務に関与した場合、入札制限が掛かります。

対象業務は、仕様書を作成し始めた段階から落札者決定までの当該案件に関する行為全てが該当します。

具体的には、仕様書を作成する職員、当該事項の審査及び評価をする職員及びそれらの職員の管理又は監督の地位にある職員(幹部職員を含む。)が対象です。

②入札制限の範囲には、兼業されている社の親会社/子会社(※)を含むものとします。

※親会社/子会社の定義は、会社法上の実質支配力基準により判断します。

③コンソーシアムや再委託(20%以上を基準とする)を伴った入札を行う場合、共同入札者や当該再委託先も入札制限の対象とみなします。

入札制限の通知と適用除外申請

①入札制限は、調達案件の公示時又は入札することが判明した時に該当者に通知します

兼業者が当該調達に関与している場合、公示の際又は入札することが判明した際に、対象企業へ入札制限が掛かる旨の通知を行います。後述の入札制限の適用除外を申請する場合は、原則開札日の前日までに所定のフォーマットにて申請をお願いします。

②入札制限の適用除外申請

入札制限の対象となった企業は、以下の条件を満たすことにより入札制限の適用除外を申し入れることができます。入札制限の適用除外をご検討される可能性がある場合は、事前に様式をご確認の上、必要に応じてご準備ください。

適用除外措置の申請条件:

- (a) 当該調達案件の仕様書の内容等について、兼業者と連絡をとっていないこと
- (b) 仕様書作成以後における兼業者との接触履歴(いつ、どこで、誰と、どんな接触を行ったか)の提出を行うこと
- (c) 公平性に疑義が生じた際に、監査を受け入れること

参考)コンプライアンス基本方針

デジタル庁コンプライアンス基本方針

令和3年9月1日
デジタル大臣決定

デジタル庁は、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目的とするデジタル社会の形成の司令塔となります。デジタル庁に対する国民の期待は非常に大きく、デジタル庁は極めて重い職責を負っています。

デジタル庁がその職責を全うし、国民の期待に応えていくためには、デジタル庁で働く全ての者が、その有する専門的な知識又は技能を存分に発揮しながら、創造的かつ自律的に行動していくことが求められます。他方で、デジタル庁において、職務に関連して違法又は不適切な事務処理が行われるなど、国民の期待を裏切ったり、国民の疑念を招いたりすることは、絶対にあってはなりません。デジタル庁では、デジタル庁常勤の国家公務員と、民間企業等に勤務しながらデジタル庁でも勤務を行う非常勤の国家公務員等と一緒に仕事をしますが、これらのことは、常勤非常勤の別を問わず、デジタル庁で働く全ての者が強く意識しなければなりません。そこで、デジタル庁で働く全ての者に適用されるべき行動指針を策定しました。

デジタル庁は、デジタル庁で働く全ての者に対し行動指針に沿って行動することを求めるほか、コンプライアンス意識の向上その他良好な組織風土の形成を図るための各種施策の推進に努めます。

行動指針

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目的とするデジタル社会の形成の司令塔となるデジタル庁で働く者は、その職責の重さを十分認識し、関係する規範を遵守しながら、自らが有する専門的な知識又は技能を存分に発揮し、創造的かつ自律的に行動する。

参考) 入札制限に関する通知(様式1)のサンプル

様式1

2021年10月1日

東京都千代田区紀尾井町1-2

デジタル商事

デジタル 太郎殿

デジタル庁会計担当参事官

入札制限に関する通知

下記調達案件について、貴社と雇用関係等にある職員が入札制限の関係職員に指定されております。デジタル庁における入札制限等に関する規程に則り、貴社を本調達案件の入札制限対象企業と指定いたします。入札制限の適用除外を希望される場合は様式2に定める適用除外申請書をご提出ください。

1 入札制限となる調達案件

デジタル庁におけるデジタルシステムの開発に関する調達

2 関係職員名

デジタル 次郎氏

3 仕様書作成開始日

2021年9月15日

4 適用除外申請書提出期限

2021年11月10日

5 該当する規定

第6条第1項



Q&A

Q&A (1)

Q1: 具体的にどのような行為をする職員が入札制限の対象となるのでしょうか？

調達において、仕様書を作成し始めた段階から落札者決定までの当該調達案件に関する行為全てに従事する職員(仕様書作成、提案書の評価を行う職員及び仕様書の内容等に実質的に指示を行う幹部職員等)の現在の兼業先、親会社/子会社が入札制限対象企業となります。

なお、兼業先とは個人事業主の場合で、実質的に兼業しているのと同様の状況にある場合における関係の深い企業も含まれます。

また、「仕様書を作成し始めた」とは、「要件定義書を含む仕様書の記載を始めた」を意味します。仕様書の作成開始前の情報収集等については、この入札制限の対象外です。

他方で、仕様書の作成開始後であれば、その仕様書の作成に関する情報収集についても、この入札制限の対象となります。

Q2: 公開されている情報については、兼業企業に伝えても大丈夫でしょうか？

差し支えありません。

Q3: 保有の株式の報告が必要となる基準(一定以上)は何でしょうか？

ある特定企業の全株式の5%以上の保有を基準とします。

Q&A (2)

Q4: 国家公務員法の遵守は法律で定められていますが、なぜ改めて誓約をする必要があるのですか？

国家公務員法の内容に加えて、官民融合の組織であるというデジタル庁の特殊性に鑑みて、追加的にお願いさせていただくことも含めて誓約をお願いさせていただくこととしております。

Q5: 行動指針とありますが、具体的にはどのようなことを心掛ければ良いのですか？

デジタル庁職員として、その行為が職務の執行の公正さに対する国民の疑念や不信を招くことにつながるか、常に意識してください。判断に迷うことがありましたら、法令遵守担当までご相談ください。

Q6: 贈与等報告の対象となる事業者等とは誰のことですか？

法人その他の団体、事業を行う個人、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者です。兼業先企業の身分や立場においてそうした者から贈与等を受けた場合も報告の対象となります。

Q7: 利害関係者とはどういった者をいうのでしょうか？

利害関係者は、国家公務員倫理規程第2条に規定されていますが、判断に迷うことがありましたら、法令遵守担当までご相談ください。

Q&A (3)

Q8: 入札制限の通知を受け取りましたが、入札の予定はありません。何も対応しなくて良いのでしょうか？

入札の予定がない場合は、特段のご対応は不要です。

Q9: 調達の間中に企業の資本関係に変更がありました。入札制限はどうなりますか？

資本関係により親子関係が新たに構築・解消された場合は、入札制限の対象が変更の可能性があります。個別の判断が必要となりますので、調達審査部門までご相談ください。